

平成20年度確定拠出年金関係税制改正要望

平成19年11月
厚生労働省

1. 企業型確定拠出年金における個人拠出の容認

現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で、個人拠出を認め、これを所得控除の対象とする。

2. 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直し

確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金を実施していない企業の従業員についても、個人型確定拠出年金の加入を認める。

3. 個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

個人型確定拠出年金（他の企業年金がないサラリーマン）の拠出限度額を引き上げる。

（現行）		（要望）
1. 8万円	→	2. 3万円

（注）その他に、厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃する要望を行っている。

望ましい水準
=退職前所得の6割

厚年基金のみ

企業型確定拠出年金	
他の企業年金 なし	他の企業年金 あり

確定給付型
企業年金のみ

個人型
確定拠出年金
(企業年金なし)

① 現行の拠出限度額の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で、個人拠出を認める。

② 個人型の加入対象者を拡大

③ 拠出限度額を2.3万円まで引き上げ

